

車いす利用の確認事項及び通告事項

1. ご自分で移乗が可能か確認する。 自身で移乗ができない場合以下の手順で確認を行う。
2. 車いすのサイズの確認
 - JIS 規格:幅 700/長さ 1200/高さ 1200mm を超えないものである事
 - 外国製の車いす (JIS 規格外) またはスポーツ車いすは、幅が制限を超える場合がある
3. 利用者の体重 + 車いすの重量 + 介助者の体重の総重量が 200 Kg 以下である事。
 - 電動車いすは、100 Kg までとする。(国交省バリアフリーガイドライン)
 - JIS 規格 車いすの重量の目安 スチール製 : 15Kg・アルミ製 : 10~12 Kg
4. 介助者が女性・高齢者・障害者の場合、スロープの勾配 10 度 (1/6) 以下であれば、特別な負担がなく利用者の総重量 (利用者 + 車いすの重量) の積み下ろしが可能であるが、14 度 (1/4) では、体力および筋力の限界を超える恐れがあり非常に危険である。 その場合、事故を防止する手段または設備がない時は、乗車を拒否できる正当な理由に当たる。
 - 電動ウィンチまたは後退防止ベルトの設備がない場合
 - おおよその目安 (利用者の体重 + 車いすの重量) が介助者の体重を超える場合
 - ※ 横からの乗車 (望ましいガイドライン) ではスロープの勾配は 10 度(1/6)以下とされているにも関わらず、JPN TAXI では 14 度(1/4)であることから、危険で介助者にかかる特別な負担が大きい。
 - ※ 後部からの乗車 日産 NV200 のスロープは 12 度であるが、巻き上げ電動アシスト装置および後退防止ベルトを設備しているため利用者の制限は緩和され介助者の負担は軽減されている。
5. 積み下ろしの行為は、介助者の自発的行為ではなく強制的な行為であり、また運送業務には当たらない事から事故があった場合、介助者は一切の責任を負わない事を利用者に通告する。

道路運送法 (抜粋)

第十三条 (運送引受義務) 次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

- 二 当該運送に適する設備がないとき。
- 三 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。

乗車拒否の構成要件の解釈指針 (昭和 45 年 11 月 12 日)

- 運転者は、運送の申し込みの内容を理解できるまで聞く義務があるし、また運送の申し込みを拒絶する正当な理由を説明する義務がある。